

## ストウディア『刑法総論』補遺

ISBN 978-4-641-15065-2

2023年12月20日

本年（2023年）6月16日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）が成立しました。これに伴い、本書の一部表現を下記のように改めます。

**10 頁注記 10** ※余白などに貼りつけてお使いください。

例えば、承諾があったとしても、16歳未満の者に対してわいせつ行為、性交等を行う場合には（ただし、被害者が13歳以上16歳未満の者であるときは、行為者がその被害者より5歳以上年長である場合に限られる）、不同意わいせつ罪（176条3項）、不同意性交等罪（177条3項）の成立が認められる。

**154 頁 17 行目** ※該当箇所貼りつけてお使いください。

具体的には、16歳未満の者に対するわいせつ行為や性交等について（ただし、被害者が13歳以上16歳未満の者である場合、行為者がその被害者より5歳以上年長である者に限られる）、同意の有無にかかわらず不同意わいせつ罪（176条3項）、不同意性交等罪（177条3項）が成立する。

**196 頁注記 6**

強姦致傷罪（現行の不同意性交等致傷罪。181条2項）

その他の箇所についても、以下のように読み替えてください。

13歳未満 → 16歳未満

強制わいせつ → 不同意わいせつ

強制性交 → 不同意性交